

事業者用太陽光発電システム(自家消費型)等設置に関する留意事項

本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」実施要領の交付要件を遵守することをが必須となります。下記留意事項を必ずご確認くださいませようお願いします。

No.	留意事項
1	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値は、需要家に帰属させること。
2	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
3	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
4	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の①～⑫を全て遵守すること。
①	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
②	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
③	防災、環境保全、景観保全を考慮して設備の設計を行うよう努めること。
④	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと(詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照)。
⑤	20kW以上の太陽光発電システムの場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
⑥	発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
⑦	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
⑧	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
⑨	防災、環境保全、景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
⑩	太陽光発電システムを処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
⑪	交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
⑫	災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
5	PPA事業の場合、PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。)。また、サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
6	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。なお、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又はリースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
7	需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。
8	建材一体型太陽光発電システムを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(建材一体型太陽光発電事業)」を参考にすること。